

第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本姿勢

(1) 市民活動の主体となる市民及び市民活動団体自体の、自主的・主体的な市民活動を促進するに当たっての環境づくりのために市が策定する計画であること

本来、市民活動は市民の自主的・主体的な活動を基にしており、独自に発展することが望ましいのですが、現在のところ人材面や資金面の問題など発展を困難にする課題が存在し、その解決には、行政からのさまざまな支援が重要であると考えています。

支援策については、市民や市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、継続的な活動が促進されるように配慮します。

(2) 「市民と市民のパートナーシップ」の確立に向けた計画であること

市民活動を促進し、市民参画に対する市民意識の醸成及び市民の市政への参画を促す計画です。

(3) 市民意見を踏まえた計画であること

本計画は、意識調査、ワークショップ、パブリックコメント等市民意見の聴取に努めた結果、並びに「下関市市民協働参画審議会」からの答申を踏まえ、策定した計画です。

本計画で使用する重要な用語について、「下関市市民協働参画条例」に基づき、下記の通りとします。

協働	共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識し、協力して行動すること
市民参画	市民及び市民活動団体が市の施策の立案、実施及び評価の各段階に自発的かつ自立的にかかわること並びに市民等がまちづくりのために協働すること
パートナーシップ	協働を実現するための友好的な協力関係
市民活動団体	組織的かつ継続的に市民活動を行うことを主たる目的とする団体であり、その活動が宗教、政治上の主義、特定の公職にある者又は政党、営利目的のいづれにも該当しないもの
事業者	市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人
実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長

2 「協働のまちづくり」の主体とその役割

「協働のまちづくり」の実現を目指すにあたって、互いの役割分担や得意な分野を把握し、対等な立場で協力することが重要です。「下関市市民協働参画条例」に基づき、それぞれの協働の担い手に対する考え方をまとめると、下記の通りです。

(1) 市民の責任と期待される役割

- 市民参画に関する理解を深める
- 自らのできることを考え、進んでまちづくりに参加する
- 自発的・自立的に市民活動の発展及び促進に努める

(2) 市民活動団体の責任と期待される役割

- 市民活動を組織的かつ継続的に行う
- 組織や活動に関する情報提供に努める
- 自らの活動の公益性を証明する
- より多くの市民の力を結集し、地域の課題解決に取り組む

(3) 行政の責任と期待される役割

- 施策の立案から評価までの行政プロセスに市民参加が得られるように努める
- 活動場所、人材育成、情報提供や財政支援など市民活動を促進するための環境整備に努める
- 市民と市民活動団体の自主性を尊重する
- 市職員への市民協働参画に関する啓発や研修を実施する

(4) 事業者期待される役割や配慮等

- 市民参画、市民活動への理解を深める
- 社会貢献活動等を通じて公共の新たな担い手となる
- まちづくりへの人材（従業員等）、活動の場所や資金の提供に努める